

建築物木造木質化支援事業のご案内

和歌山県産の木材「紀州材」を活用することで、脱炭素社会の実現を推進し、伐採し、使い、植え、育てるという森林資源の循環利用に貢献しませんか？

県内
向け

木造化・木質化・木製品整備の支援

■補助の対象となる方（＝事業主体）

和歌山県内で民間非住宅建築物を所有又は管理する方

■補助の対象となる建物（＝民間非住宅建築物）

和歌山県内の建物であって、公共施設（国、県、市町村等が建築する建物）、住宅関連（個人住宅、賃貸住宅等）、風営法関連及び宗教関連等を除く建物

■補助事業の種類

① 地盤改良を行う事業（木造・木質化と併せて実施する場合に限る）

民間非住宅建築物の整備に当たり、紀州材土中杭を用いた地盤改良を支援

② 木造化・木質化を行う事業

民間非住宅建築物の新築、改築又は増築する場合、紀州材を使用した木造化又は内外装の木質化に対して支援

③ 木製品整備を行う事業

紀州材で製造された木製品の民間非住宅建築物への導入を支援

■補助対象経費・上限単価・補助率・補助限度額

① 地盤改良を行う事業（木造化・木質化と併せて実施する場合に限る）

補助対象経費：紀州材土中杭の購入に要する経費
上限単価(税抜)：33千円/㎡
補助率：補助対象経費の1/2以内
補助限度額：1事業主体当たり年間で3,000千円まで

② 木造化・木質化を行う事業

補助対象経費：紀州材の購入に要する経費
補助率：補助対象経費の1/2以内
補助限度額：1事業主体当たり年間10,000千円まで
補助の条件：構造材5㎡以上使用、または内外装材や造り付け家具部材等20㎡以上使用

③ 木製品整備を行う事業

補助対象経費：紀州材製の木製品の購入に要する経費
上限単価(税抜)：1,000千円/品
(ただし、学習机・椅子のセットは20千円/組)
補助率：補助対象経費の1/2以内
補助限度額：1事業主体当たり年間5,000千円まで
補助の条件：補助対象経費200千円以上
(ただし、子育て支援に関する木製品のみを整備する場合は50千円以上)

木質化のみを行う場合

(20㎡以上) 上限 500千円
(40㎡以上) 上限 1,500千円
(70㎡以上) 上限 5,000千円
(100㎡以上) 上限10,000千円

※ ②と③など複数メニューを同時に行う場合の補助限度額は、1事業主体当たり年間10,000千円まで
※ 事業主体が和歌山県と「建築物木材利用促進協定」を締結した際には、補助限度額を5,000千円上乗せできる場合がありますので、個別にご相談ください

申請前に必ずご相談ください！
(公募期間：R7年11/12～12/10)

<お問い合わせ>

➤ 各振興局 農林水産振興部 林務課
➤ 県庁 農林水産部 森林林業局 林業振興課



建築物木造木質化支援事業のご案内

和歌山県産の木材「紀州材」を活用することで、脱炭素社会の実現を推進し、伐採し、使い、植え、育てるという森林資源の循環利用に貢献しませんか？

県内
向け

木造設計の支援

■補助の対象となる方（＝事業主体）

和歌山県内で民間非住宅建築物を所有又は管理される方（建築主）と
実施設計業務に関する委託契約を締結した建築士の方

■補助の対象となる事業

和歌山県内の民間非住宅建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造部材に
紀州材を使用する木造建築物の実施設計を行い、建築工事のために必要となる
設計図書を作成する業務

■補助対象経費・補助率・補助限度額

補助対象経費：紀州材を用いた木造建築物の実施設計に要する経費

補助率：（定額）1,600円/㎡

補助金の算出：木造建築物の延べ面積（㎡）×1,600円
※木造とそれ以外の構造による混構造の場合は、木造部分の
延べ面積のみが補助の対象となります

補助限度額：1事業主体当たり年間で2,000千円まで

■補助事業の条件など

- (1) 建築士事務所に登録されている建築士であること。
（事務所の所在地については、和歌山県内外を問いません）
- (2) 実施設計の対象が、和歌山県内に建築される予定の木造又は木造とそれ以外の
構造による混構造の民間非住宅建築物であること。
- (3) 実施設計の対象が、延べ面積300平方メートル超であること。
- (4) 実施設計業務に関する委託契約が締結されており、申請年度内に業務が完了
すること。
- (5) 本事業の実績を活用した、民間非住宅建築物が建設されること。
- (6) 構造部材使用量（立方メートル）に占める紀州材の使用割合が50%以上で
あること。
- (7) 本事業の実績を活用した民間非住宅建築物が建設されない場合や、構造部材
に占める紀州材の使用割合が50%に満たない場合は、補助金返還の対象と
なります。



申請前に必ずご相談ください！
（公募期間：R7年11/12～12/10）

＜お問い合わせ＞

- 各振興局 農林水産振興部 林務課
- 県庁 農林水産部 森林林業局 林業振興課

